減免の対象となる障害の区分及び等級

障害の区分		障害の級別	
		本人運転の場合	生計同一者又は常時 介護者運転の場合
視覚障害		1級~3級・4級の1	左に同じ
聴覚障害		2級•3級	左に同じ
平衡機能障害		3級	左に同じ
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能 障害の場合に限る)	
上肢不自由		1級・2級の1・2級の2	左に同じ
下肢不自由		1級~6級	1級~2級・3級の1
体幹不自由		1級~3級・5級	1級~3級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級・2級 ※1	左に同じ
	移動機能	1級~6級	1級~3級 ※2
心臓機能障害		1級・3級	左に同じ
腎臓機能障害		1級・3級	左に同じ
呼吸機能障害		1級・3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸機能障害		1級・3級・4級	1級・3級
小腸の機能障害		1級・3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級~3級	左に同じ
知的障害		療育手帳A	左に同じ
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級	左に同じ

- ※1 2級は1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
- ※2 3級は1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く
- 〇戦傷病者手帳をお持ちの方は、別途お問い合わせください。